

PDFサンプル

北海道旭川市の国民健康保険(国保)条例をめぐり、保険料の具体的な料率を明示せず、行政の告示で定めていることが、法律や条例に基づかない課税・徴収を禁止している憲法84条の租税法律主義に違反するかが争われている訴訟の上告審判決が1日、あった。

最高裁大法廷(裁判長・町田顕長官)は「保険料には憲法84条の規定は直接適用されない。同条の趣旨は及ぶが、旭川市の条例は同条の趣旨に反するとはいえない」と述べ、原告男性の上告を棄却した。

国保には、国保法に基づいて「国保料」として徴収する方法と、より強い徴収権がある地方税法によって「税」として集める方法がある。この訴訟では、(1)「料」として徴収する場合も、「税」と同一視して、租税法律主義の適用を受けるのか(2)条例に具体的な保険料率まで書き込む必要があるのか——が争点だった。

訴えたのは、旭川市の無職杉尾正明さん(70)。94~96年度の保険料について、経済的な理由から市に減免請求したが退けられた。このため徴収方法の憲法違反を理由に、保険料徴収の賦課処分の無効を主張。上告審では、「自分の保険料が分からず、生活の設計ができない。徴収のしやすさよりも、住民にとってのわかりやすさが大事だ」と訴えた。

一方旭川市は(1)保険料は保険金給付と対をなす徴収金で、租税ではない(2)たとえ租税法律主義が適用されても、条例で算定方法を具体的に定めているので、違反しない——と主張した。

一審・旭川地裁は、国保の強制加入、強制的徴収、約3分の2を公的資金でまかなうという性質から、「保険というより公的サービス。一種の地方税として租税法律主義の適用がある」とした。行政庁に裁量の余地を残している点で、租税法律主義に反すると判断。市の徴収処分の取り消しを命じた。

これに対し二審・札幌高裁は、「租税法律主義の趣旨を踏まえる必要はあるが、徴収に関する事項すべて条例に規定する必要はない」と判断。一審判決を取り消し、杉尾さんの請求を棄却した。

国保と租税法律主義をめぐっては、「税方式」を採用している秋田市のケースで、82年に仙台高裁秋田支部が、「地方税も課税要件と手続きは条例で明示されなければならない」として、税率の算定方式だけを示した同市条例を違憲と判断している。

旭川市と同様の徴収方法は多くの政令指定都市などで採用されている。

(参照:朝日新聞より)